

諏訪康雄著「キャリア・チェンジ！ーあきらめずに社会人大学院！新たなキャリアを切り拓こうー」  
生産性出版、2013 年 2 月 5 日刊を読む

### キャリア権とはーキャリア権の意義ー

1. 「キャリア」の原語は、「生涯、履歴、経験」「職業、職務、仕事」を意味する、英語の **career** です(発音は《カ리어》に近い)。
2. 海外で職業紹介を行う機関はキャリア・センター、職業教育はキャリア・エデュケーション、盲導犬や警察犬のような職業犬はキャリア・ドッグと使うように、「職業」と訳せる例が多いです。また、継続性に注目し、職業を核にした生き方として「職業人生または職業生活」と、広くとらえて「人生または生き方」と訳すこともできます。前者は「職業キャリア」、後者は「人生キャリア」と、原語に戻すべくどすぎる用例もあります。
3. こうしたキャリアですが、職業を通じて幸福で豊かな生活を営むことは、すべての人びとの権利といえます。「キャリア権」**right to a career**は、職業を核にした生き方を法の世界にも確立し、支援する概念です。人びとが自分なりに教育と学習で職業の能力形成をし、職業を開始し、展開し、職業に終止符を打つことを、自律的に決定することを大事にし、尊重しようという理念的な性格の強い権利概念です。
4. この理念は、すでに憲法の「幸福追求権」(13 条)、「職業選択の自由」(22 条)、「教育・学習権」(26 条)さらに「労働権」(27 条)に埋め込まれているだけでなく、最近ではより意識的に規定されています。たとえば、雇用政策の基本法にあたる雇用対策法の「基本的理念」がそれです。適切な職業生活の設計、職業能力の開発向上、円滑な再就職(就職を含む)などで、「職業生活の全期間を通じて、その職業の安定が図られるように」と規定しています。
5. グローバル化と知識社会化により、産業社会と職業の姿が急激に変化し、誰にとっても将来の予測がとても困難になった現在、こうした理念がもっと世の中に知られ、尊重され、現実的なものとなることは、誰にとってもきわめて大切なことでしょう。産業社会と職業をめぐる、予想さえできないほどの突然の変化にも耐えられる職業キャリアの準備と展開と再挑戦は、どうしたら可能となるのでしょうか。キャリア形成の法的基盤を整備しようとするキャリア権は、そのために欠かせない「前提」概念だと考えられます。

P170 ~ 171

#### [コメント]

キャリア権の日本での最初の提唱者である法政大学大学院政策創造研究科諏訪康雄先生の最新著。現代型基本権人権の一つとしてキャリア権を強く推進し、一人ひとりのキャリア形成を支援したい。

ー 2013 年 2 月 27 日 林 明夫記ー